

廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答票

令和5年7月3日
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 大洗研究所 環境保全部

No.	コメント	回答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
1	概要説明資料の7頁以降について、第何回で説明するかわからないので、7頁以降の記載と第何回で説明するのかわかるようにすること。	概要説明資料に説明する回数を記載した。	R5.6.6	
2	概要説明資料の6頁について、技術基準にない工事について、代表例を示せないか。	概要説明資料の7頁から9頁に技術基準に基づく工事がない条文について、条文ごとの代表設備を例として記載した。	R5.6.6	
3	概要説明資料の6頁について、第九条、第十三条、第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条について、「◎」「○」それぞれで条文を分けることはできるか。	概要説明資料の6頁では記載できないことから、7頁から9頁に設備ごとに凡例を記載した。	R5.6.6	
4	概要説明資料の6頁において、申請対象としている条文について、工事の例を書くことよと考える。また、そのためには「◎」「○」を分別できるような記載が必要である。	概要説明資料の7頁から9頁に各条文の工事例を記載した。	R5.6.6	
5	概要説明資料の6頁において、第2回の、「工事がない条文」の第二十一条は別表2で「-」としているが正しいか。必要であれば、別表2を見直すこと。	別表2全体を確認し、修正箇所は朱書きとした。	R5.6.6	
6	漏れ確認ができないので、処理場のように過去に認可を受けたものも別表2に追加すること。	別表に、通信連絡設備、自動火災報知設備、遮蔽スラブ及び固体廃棄物減容処理施設(OWTF)の認可日を記載した。	R5.6.6	
7	別表2の6頁でいうと、許可上のは「出入管理関係設備」のことか。	ナンバリング直上の記載が許可上のものである。許可上の記載には「*」を記載した。また、一部許可書と整合していないところもあるので、修正した。	R5.6.6	
8	別表2は、複数の設備で適合を説明するものと考えますが、無理やり細かく分割していいないか。	廃液処理棟の管理区域系排気設備について、3系統に細かく分割していたものを、許可書に合わせた記載に見直した。	R5.6.6	

No.	コメント	回答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
9	別表 2 の 3 頁、第 18 条の 2 項は「●」とあるが、「◎」「○」と考えるが、処理場の整理と同じか。	廃棄物管理施設としては、技術基準規則を比較し、条文に一部変更箇所があることから「●」としている。	R5. 6. 6	
10	処理場では、第 6 条を「△」としている。そのため、処理場と異なるのではと考えているが	処理場は、技術基準規則の条文に一部変更箇所はあるが、要求事項は変わっていないとの整理であるが、廃棄物管理施設としては、条文に一部変更箇所があることから「●」とし、説明が必要と判断し「◎」とした。	R5. 6. 6	
11	別表 2 については、処理場と並行して審査している関係上、区分は同じになるものと考えているが、それでも異なるというのであれば、納得いく理由や説明が必要である。	処理場に確認の上、再度説明する。	R5. 6. 6	
12	別表 2 の 1 頁の分析フードについて、第 1 2 条で「○」がついているが、この整理で正しいか。	設工認本文の記載が、「化学処理装置の分析フード」から「廃液蒸発装置 I の分析フード」に変更となることから、設工認申請対象と判断し「○」としている。	R5. 6. 6	
13	誤植等もあると思うので、見直すこと。	資料全体を確認し見直した。	R5. 6. 6	